

議会等改革推進特別委員会

〈通年議会に対する検討結果中間報告〉

(1) 議会等改革推進特別委員会の設置経緯および目的

議会等改革推進特別委員会は、議会の機動性を高め、チェック機能の充実と強化や専決処分の乱用を防ぐことを目的とした「通年議会」の導入を検討するなど、議会本来の責務を果たすことを目指し、鯖江市議会委員会条例第6条に基づき、令和3年9月定例会（8月25日開会）にて議会の議決により設置された。

(2) 委員会の開催等状況

4回の委員会とオンラインによる行政視察（南砺市議会）および講演会（講師：山陽学園大学 澤俊晴准教授）を開催し、調査研究・検討を重ね、令和4年3月25日に鯖江市議会石川議長へ中間報告を行った。

【通年議会とは】

議会の活動可能な期間である「会期」について、定例会や臨時会の区分を設けず、通年（1年間）として、閉会期間をなくし、議会の判断で必要に応じて本会議や委員会を開催できるようになる制度で、2つの手法がある。
ア．従来の運用を工夫した「通年議会」※定例会の回数を年1回とする条例改正が必要
イ．地方自治法の改正による「通年の会期制」※会期の始期および定期的に会議を開く日を条例で定めることが必要

(3) 検討結果

鯖江市議会としての現時点における最良な方策としては、「臨時会の開催」であると判断する。ただし、首長と議会との関係悪化や専決処分以外の議会改革の機運が高まることも想定し、定期的に議会運営の在り方として「通年議会」については研究を継続していくことが必要と考えられる。

【専決処分制度（地方自治法第179条）】

二代表制の観点から、首長と議会がお互いの権限を侵犯することは許されないということを前提とした上で、議会が機能不全に陥ったときなど、極めて例外的な場合に備えて設けられた仕組みである。

■鯖江市におけるH30.9.1以降の専決処分32議案
（コロナ支援、災害・除雪関係、条例改正関係、特別会計関係、鯖江市長等の給与関係等）



請願・陳情の概要

趣旨採択とは？

請願・陳情について、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てない場合に、不採択とすることもできないとして採られる決定方法のことです。



	件 名	議 決 理 由	
請 願	インボイス(適格請求書)制度の中止を求める請願	税の公平性を確保するためにも、制度導入の中止を求めることはできない。また、令和元年に制度導入は既に決定しており、制度そのものに異を唱えるのであれば、もっと早い時期に議論を尽くすべきであり、制度開始に向け様々な準備も進む国の制度に対して、今さらながら導入の中止を求めることはできない。	不採択
	「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を求める請願	農地周辺の宅地化等により、やむなく水張りができなくなった水田もある中において、畑地化して引き続き交付金の対象農地とすることには違和感を覚える。しかし、この見直しにより、市内の農家にも少なからず影響が出ることが予想されることから、転作に協力してきた農家を守るためにも、趣旨については賛同する。	趣旨採択
陳 情	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について ⇒p.5 意見書全文	シルバー人材センターは、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進のほか、医療費・介護費用の削減にも寄与しており、その安定的な事業運営は今後も継続して必要である。また、シルバー人材センターの会員の収入はごく少額であり、モチベーションの向上のためにも、会員に対し、さらなる負担を求めるべきではない。	採択
	原子力発電所の重大事故時に住民の避難が困難であるため、老朽原発の運転の停止を求める陳情	原子力発電施設の安全確保や広域避難計画については、老朽原発が稼働しているか否かが問題となるものではなく、福井県に対し、引き続き原子力防災体制整備の確保と強化を求めていくことこそが重要である。	趣旨採択